

# 宇美須恵都市計画地区計画の決定

(宇美町決定)

都市計画上宇美地区地区計画を次のように決定する。

名 称		かみうみ 上宇美地区地区計画		
位 置		宇美町大字宇美		
面 積		約 8.6 ha		
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	<p>本地区は、本町の中心である役場を中心に据え、主要地方道飯塚大野城線が中心を走り、沿線に商業施設が集積しており、本町の中心商店地域となっている。</p> <p>本計画は商業機能の充実を図り、買い物空間の創出を図ることにより、活力と潤いにあふれた商業地域の形成を図るとともに、宇美の顔ともなる地域としてふさわしい土地利用の誘導を図ることを目的とする。</p>		
	土地利用の方針	<p>中心商業地として適正かつ合理的な土地利用を図るものとし、ゆとりある歩行者空間の創出、土地・建物の共同化及び協調化を誘導する。</p>		
	建築物等の整備の方針	<p>建築物等の形態又は意匠等を規制誘導することにより、本町の中心地として健全で活力ある街並みの形成を図る。</p>		
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	公共空地	幅員 1.0 m	延長 約 810 m
	建築物等の用途の制限	<p>次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 建築基準法別表第二(イ)項第四号から第七号に掲げるもの</li> <li>2 建築基準法別表第二(ハ)項第二号から第四号に掲げるもの</li> </ol>		
	建築物等の形態又は意匠の制限	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 建築物の外壁や屋根などの意匠、色彩等については、本町中心地としての環境に配慮したものとする。</li> <li>2 屋外広告物であってその表示が街並み全体の風紀・美観を損なうおそれのあるものは、設置してはならない。</li> </ol>		

「区域及び地区施設の配置は計画図表示のとおり」

理由：商業施設の充実と本町商業業務の維持・増進を図るため、本案のとおり決定するものである。